

浄化槽維持管理要領

1 趣 旨

この要領は、浄化槽に関する取扱要綱第3-(2)に規定する浄化槽の維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 保守点検及び清掃の実施

- (1) 浄化槽の保守点検及び清掃は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第10条第1項に規定するところにより実施しなければならない。なお、当該浄化槽が処理対象人員501人以上であるときは、その保守点検の回数は、次表のとおりとする。

処理対象人員	保守点検回数
501人以上2,000人以下	2日に1回以上
2,001人以上5,000人以下	毎日
5,001人以上	施設に常駐

- (2) 浄化槽の保守点検は、浄化槽管理士が行うものとする。なお、法第10条第3項の規定により、浄化槽保守点検業者に委託して保守点検を実施する場合で、当該浄化槽が処理対象人員501人以上であるときは、浄化槽管理者自ら技術管理者を選任する場合を除き、浄化槽管理者は、技術管理者の資格を有する浄化槽管理士を雇用している浄化槽保守点検業者又は技術管理者の資格を有する浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者と保守点検の契約を締結し、当該技術管理者に保守点検を行わせるものとする。

また、処理対象人員201人以上500人以下の浄化槽についても、技術管理者の資格を有する者の活用により、保守点検体制を強化すること。

- (3) 浄化槽管理者は、自ら浄化槽の保守点検及び清掃を実施する場合を除き、保守点検及び清掃の作業にできる限り立ち会い、その結果について報告を受けるものとする。
- (4) 保守点検及び清掃の記録については、厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）第5条第2項及び第3項の規定により、3年間保存しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者の遵守事項

浄化槽保守点検業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 条例第4条第1項の登録の申請等の申請及び届出は、原則として公益社団法人香川県浄化槽協会を経由してするものとする。
- (2) その営業所ごとに、その見やすい場所に標識（第16号様式）を掲示するものとする。
- (3) 浄化槽管理者と浄化槽の保守点検の契約を締結したときは、浄化槽保守点検管理表（第17号様式）をその年度ごとに、又当該浄化槽ごとにその見やすい場所に貼付するものとする。
- (4) 法第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を有する場合を除き、浄化槽の清掃の契約を締結してはならない。
- (5) 浄化槽管理士に浄化槽の保守点検作業を行わせるときは、管理士プレート（第18号様式）を着用させるものとする。
- (6) 清掃の時期を適確に判定し、清掃の時期に達したときは、直ちに法第35条の許可を有する清掃作業者に連絡をしなければならない。

- (7) 専任の浄化槽管理士が管理しうる浄化槽数は、おおむね800基／年としたので、浄化槽管理士の適正な配置に努めるものとする。なお、浄化槽管理士が浄化槽の保守点検以外の業務を兼ねるときは、その兼務状況にあわせて浄化槽管理士を配置するものとする。
- (8) 保守点検結果について、規則第5条第2項及び第3項により、浄化槽管理者に説明し、保守点検の記録を交付するとともに、自らも3年間保存しなければならない。
- (9) 浄化槽保守点検受託の状況について、毎年4月30日までに前年度における受託実績を浄化槽保守点検業実績報告書（第19号様式）により主たる営業所の所在地を所管する保健福祉事務所長又は小豆総合事務所長を経由して知事に報告しなければならない。
- (10) 浄化槽管理者に法第11条に規定する公益社団法人香川県浄化槽協会の実施する水質に関する検査を受けるよう指導しなければならない。

4 浄化槽清掃業者

- (1) 浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者又は浄化槽管理者から清掃の手続きの依頼を受けている浄化槽保守点検業者から浄化槽の清掃の申込みがあったときは、特別の事由の無い限り、遅滞なく浄化槽の清掃を実施しなければならない。
- (2) 清掃の結果について、できる限り浄化槽管理者に説明するとともに、規則第5条第2項により、清掃の記録を交付するとともに、自らも3年間保存しなければならない。

5 水質に関する検査

浄化槽管理者は、法第7条及び法第11条に規定する水質に関する検査を受けるとともに、その検査の結果、「不適正」又は「おおむね適正であるが、一部改善を要する。」と判定されたときは検査員の指示を受け、速やかにその改善をしなければならない。

また、「不適正」と判定された場合は、その改善結果を所管の保健福祉事務所長又は小豆総合事務所長へ報告しなければならない。

なお、検査の手続きを依頼された浄化槽工事業者及び保守点検業者は、速やかに公益社団法人香川県浄化槽協会に検査申込み手続きをしなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、昭和60年10月1日から施行する。ただし、第3-(3)の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。